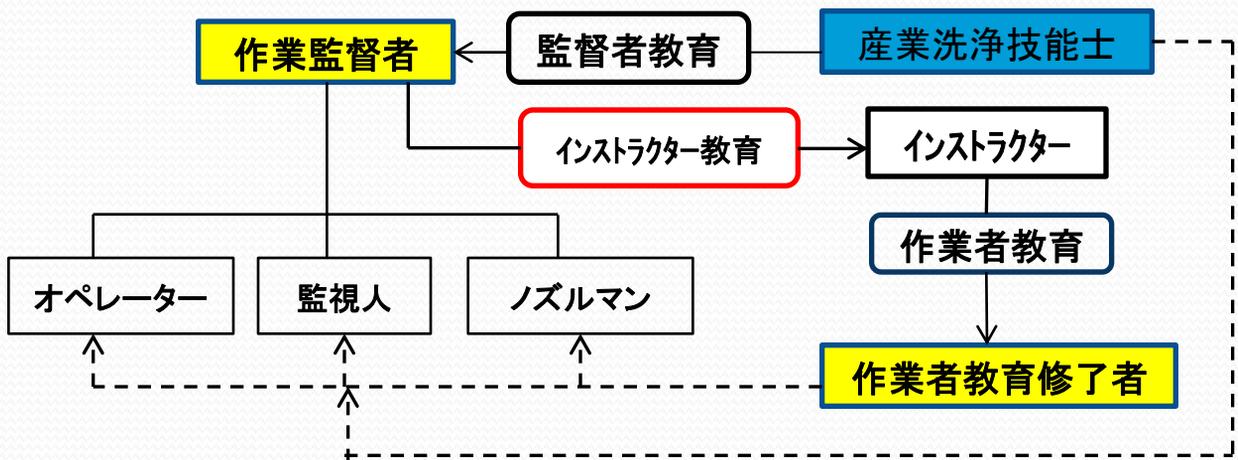


高圧洗浄作業 安全教育

「高圧洗浄作業に携わる労働者すべてが安全教育修了者」

(社)日本洗浄技能開発協会は、高圧洗浄作業に係る安全衛生管理指針(*1)を整備し、今後作業中の災害防止を図るため作業中は作業監督者が常駐すること、また作業に携わるすべての作業者は安全教育修了者または産業洗浄技能士が従事することとなります。

(*1) 当協会URL(<http://www.senjo.or.jp>)から閲覧できます。



安全衛生管理指針：要旨

- ・ 高圧洗浄作業を実施する場合、安全教育を受けた作業者3名で行う。
- ・ 作業監督者は産業洗浄技能士で5時間の安全教育をうける。
- ・ オペレーター・監視人・ノズルマンは作業者教育をうける。

* 社団法人日本洗浄技能開発協会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長（基安安発0523第1号）より通達が出されたことに伴い、高圧洗浄作業の安全教育を全国で順次実施してまいります。

問い合わせ先

社団法人日本洗浄技能開発協会

TEL : 03-3254-7050

<http://www.senjo.or.jp>